

滑川市地域防災計画の修正概要

(令和7年6月27日滑川市防災会議において修正)

第1 修正の趣旨

令和7年3月に能登半島地震の教訓を踏まえて改定された富山県地域防災計画の修正内容を反映させるもの。

第2 主な修正内容

[_____ 修正、新設、文言の追加]

第1編 総則

項目及び概要	修正後の内容
第2節 防災の基本方策 【新設】 国土強靱化地域計画の位置づけ	<u>国土強靱化の更なる加速化・深化を踏まえつつ、国土強靱化基本計画、富山県国土強靱化地域計画及び滑川市国土強靱化地域計画に基づき、関係者一体となって事前防災に取り組む。</u> <u>滑川市国土強靱化地域計画の4つの基本目標を踏まえ、防災対策の推進を図る。</u> <u>・人命の保護 ・社会の重要な機能の維持</u> <u>・市民の財産等の被害最小化 ・迅速な復旧・復興</u>
第7節 災害対策本部の組織 【修正】 災害対策本部代替施設	市庁舎に甚大な被害を生じ対策本部としての機能が果たせない場合の災害対策本部の設置場所を市民交流プラザ又は <u>中滑川複合施設「メリカ」</u> に変更する。 (修正前:市民交流プラザ又は滑川消防署)

第2編 地震・津波災害対策編

項目及び概要	修正後の内容
第1章 災害予防計画	
第1節 災害に強いまちづくり 5 地盤の液状化対策の推進 【文言の追加】 液状化に関する知識の普及	地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、液状化マップ等により地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域、 <u>過去に生じた液状化被害の記録など液状化に関する知識の普及啓発、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。</u>
第2節 防災知識の普及 4 市民に対する啓発 【新設】 正しい避難行動等についての普及啓発	<u>市民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を多様な手段により推進する。</u>

第3節 防災訓練の実施 1 総合防災訓練 【新設】 民間(自主防災組織、ボランティア、企業)、住民参加の災害対応の促進	<u>様々な条件を想定し、地域住民と一体となって、防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施する。</u> <u>訓練では、実践的でかつ実効性のある訓練となるよう、初動活動訓練など災害応急対応に係る訓練を実施する。</u> <u>総合防災訓練は市民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、市民や関係機関は、総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領に基づいた適切な避難行動や避難所の開設・運営方法の習得に努める。</u>
第6節 ライフライン施設の安全強化 1 上下水道施設の予防対策 【新設】 生活水の予備水源としての防災井戸等の活用	<u>(8) 生活水の予備水源としての井戸、消融雪用井戸、防災井戸等の活用</u> <u>生活水確保の観点から、県及び市町村の施設の消融雪用井戸について、災害時に防災井戸として利用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める。</u>
第8節 組織体制の整備 6 業務継続体制の確保 【新設】 業務継続体制の確保	<u>業務継続計画の策定等に当たっては、代行順位及び職員の参集体制、安否確認の実施基準・集約方法、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、施設設備が使用不能となった場合の対応、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。</u> <u>滑川市業務継続計画に基づき、初動マニュアルや各部署による災害対応マニュアルを整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u>
第9節 情報通信連絡体制 7 広報活動体制の強化 【新設】 広報活動体制の強化・情報発信の多重化	<u>災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施方法、各種生活情報を迅速かつ的確に平時から広報活動体制の強化に努める。</u> <u>(1) デジタル技術を活用した情報発信</u> <u>(2) 報道機関との連携強化</u> <u>(3) 災害時における広報記録の保存・活用</u> <u>(4) Lアラートを活用した生活支援情報の発信</u> <u>(5) 多様な情報伝達手段の確保</u>

第10節 相互応援体制の整備 【節の新設】 ・国・県・市町村・関係機関の連携強化 ・受援体制の整備及び相互応援職員等の活用可能な施設等の把握	<u>大規模な災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な応急対策を実施するにあたり、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体や関係機関等との相互応援体制の整備充実を図る。</u> <u>防災関係団体や民間事業者との協力体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、各関係団体・事業者との応援協定の締結を推進する。</u> <u>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等の把握に努める。</u> ・市町村間の応援協定の締結等 <u>県及び県内市町村がワンチームとなり、県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。</u> <u>県の情報連絡員（リエゾン職員）を通し、県等と情報共有等を図り、平時から連携強化に努める。</u> ・防災関係団体・事業者との応援協定の締結 ・民間団体等との連携強化 ・情報交換 ・市民への防災講座等
第12節 消防力の強化 1 消火体制等の整備 【修正及び新設】 <u>震災時の出火防止のための感震ブレーカーの普及</u>	(1) <u>出火の防止及び初期消火体制の強化</u> ◎ <u>一般家庭に対する指導</u> ・ <u>耐震自動消火装置付き火器設備等の安全な機器の普及</u> ・ <u>灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策等の指導徹底</u> ・ <u>火を使う場所の不燃化及び整理整頓、カーテン等防災製品の普及</u> ・ <u>消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底</u> ・ <u>発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底</u> ・ <u>住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理</u> ・ <u>感震ブレーカーの普及</u>
第15節 避難収容対策 1 避難所・避難道路の確保 【文言の追加及び新設】 <u>ペット同行避難に係る対応の検討と普及啓発</u>	平常時から、指定避難所の場所、収容人数等、<u>家庭動物の受入れ方法</u>について、住民への周知徹底を図る。 <u>獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発する。</u>

第15節 避難収容対策 1 避難所・避難道路の確保 【文言の追加】 <u>避難所のトイレ、キッチン、ベッド、風呂等の生活環境の改善</u>	(2) 避難所の確保 イ 避難所における施設、設備の整備 市は、避難所において避難住民の生活を確保するため、<u>あらかじめ、トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、施設、設備の整備に努める。</u> <u>県及び市は、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等と災害時応援協定の締結を推進する。</u> <u>・女性、子どもにも配慮し、便利で使いやすい備蓄品を導入するなど能登半島地震における課題や市民アンケート結果を踏まえ、品目・数量を検討する。</u> ・必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式化トイレなど、要配慮者にも配慮した必要な施設、設備の整備に努める。
第15節 避難収容対策 1 避難所・避難道路の確保 【文言の追加】 <u>職員・防災士・自主防災組織等の災害対応力向上</u>	(2) 避難所の確保 ウ 避難所における運営体制の整備 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、<u>市は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する</u>よう努める。

第2章 災害応急対策計画	
第1節 地震被害の拡大 防止活動等 2 情報の伝達 【新設】 デジタル技術の活用によ る災害対応の迅速化・効率 化・情報一元化	(1) 地震に関する情報の伝達 <u>情報の伝達の実施は、走行中の車両、観光客等にも確実に伝達でき るよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム、Ｌアラート、テレビ、 インターネット、防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シーム レスデジタル防災マップ、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信 事業者が提供するサービス等のあらゆる手段の活用、住民同士の声か け等を促進するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図 り、住民への迅速かつ的確な伝達に努める。</u>
第10節 避難所の開設運 営 2 避難所の運営 【新設】 高齢化の進展を踏まえた 福祉的な支援の充実・明 確化	(1) 生活環境への留意事項 <u>シ 生活環境整備</u> <u>避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者 等への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。</u> <u>避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランス のとれた適温の食事、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福 祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</u>
第10節 避難所の開設運 営 2 避難所の運営 【新設】 ペット同行避難に係る対 応の検討と普及啓発	(1) 生活環境への留意事項 <u>ス 家庭動物と同行避難</u> <u>災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じる こと及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想され る。</u> <u>飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、 「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」及び「滑川市避難所 におけるペット対応マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にそ の動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容 を可能とするよう努める。</u> <u>避難所における家庭動物の受入状況及び避難状況を把握する とともに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避 難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業 者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u>

第37節 文教対策 1 文教対策 【新設】 <u>応急教育・発災時等の学校の対応力強化</u>	1 文教対策 <u>(1) 応急教育の実施</u> <u>災害時における幼児・児童・生徒・学生の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校等における応急対策について万全を期する必要がある。</u> <u>ア あらかじめ災害時の応急教育計画又は防災計画を策定するよう努める。</u> <u>イ 校長等は、災害の発生に備えて、児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、安否確認方法、保護者との連絡方法のマニュアルを作成し、その周知を図るとともに継続的に見直しを行う。勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。</u> <u>(2) 災害時等の態勢（平日日中の発災時も含めて）</u> <u>緊急時の対策、児童生徒の健康対策・精神保健対策、災害復旧時の体制の整備</u>
---	---

第3章 災害復旧対策計画	
第1節 市民生活安定のための緊急対策	<u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> <u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u>
4 被災者台帳の整備	
【新設】 被災者台帳、避難行動要支援者名簿作成等へのデジタル技術活用	

第3編～第5編 主な修正はなし

第6編 資料編

項目及び修正概要	修正後の内容
【新設】 第14 相互応援協定等に関する資料	相互応援協定一覧 令和7年6月現在の応援協定締結している協定一覧の掲載